



2023年10月11日

各 位

会 社 名 株式会社ユーザーローカル  
代表者名 代表取締役社長 伊藤 将雄  
(コード：3984 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役 CFO 管理部長 岩本 大輔  
(電話番号 03-6435-2167)

### 役員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 自己株式処分の概要

(1) 払込期日	2023年11月10日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式13,000株
(3) 処分価額	1株につき1,742円
(4) 処分価額の総額	22,646,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役4名（※） 6,000株 当社の監査役3名 7,000株 （※）社外取締役を含みます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法第4条第1項第1号及び金融商品取引法施行令第2条の12第1号に従い、有価証券届出書を提出していません。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役及び監査役（以下併せて「対象役員」といいます。）を対象に、当社の取締役（社外取締役を含みます。）については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とし、また、監査役については、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、2021年9月22日開催の第16回定時株主総会における決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

また、第16回定時株主総会において、本制度に基づき、対象役員に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役について年8万株以内、監査役について年2万株以内（ただし、2021年9月22日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、譲渡制限付株式の

付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠の内枠で、取締役について年額 100,000 千円以内、監査役について年額 25,000 千円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を 3 年から 6 年間の範囲で取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、当社の取締役 4 名に付与される金銭報酬債権及び本日開催の当社の監査役会の決議に基づき当社の監査役 3 名に付与される金銭報酬債権の合計 22,646,000 円を付与し、これを現物出資の目的として（募集株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金 1,742 円）、本自己株式処分として当社の普通株式 13,000 株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。また、中長期的かつ継続的な勤務等を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間を以下の(1)のとおり設定いたしました。

対象役員は、支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、本自己株式処分に当たっては、当社と対象役員との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

##### (1) 譲渡制限期間

対象役員は、2023 年 11 月 10 日（払込期日）から 2026 年 11 月 9 日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### (2) 譲渡制限の解除条件

対象役員が、譲渡制限期間中に継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

ただし、対象役員が、譲渡制限期間中に、死亡又は傷病に起因する職務遂行不能により当該地位を喪失した場合又は休業等をした場合は、当該対象役員の職務遂行期間に応じて、所定の計算に従った株数につき、本譲渡制限を解除する。

##### (3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

##### (5) 組織再編等における取扱い

2026年11月9日までの間に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、合理的に算出した株数について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。但し、組織再編等効力発生日の前営業日が2024年10月1日以前の日である場合、当社は、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式の全てを当然に無償で取得する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、対象役員に支給された金銭報酬債権を現物出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2023年10月10日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,742円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上